

## 国立大学法人和歌山大学固定資産管理規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 80 号

最終改正 令和 6年11月26日

## 目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 管理及び処分（第8条―29条）

第3章 会計処理（第30条―第32条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学会計規則（以下「規則」という。）の規定に基づき国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の固定資産の取得、維持、保存、運用（以下「管理」という。）及び処分に関し、必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的で良好な管理及び処分を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 固定資産の管理及び処分については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（固定資産の範囲）

第3条 この規程において、管理及び処分の対象となる固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）有形固定資産は、土地、建物、構築物、機械装置、工具器具備品、図書、美術品・収蔵品、船舶、車両運搬具、建設仮勘定、並びにその他これらに準ずるものとする。
- （2）無形固定資産は、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。

2 図書の管理及び処分については、別に定める。

（借用資産）

第4条 本学が借用する固定資産については、第6条、第7条第1項、第2項、第26条第1項に準じた取扱をするものとする。

（区分）

第5条 本学が管理する固定資産は、規則第7条に規定する勘定科目の定めるところにより区分し整理する。

（管理義務）

第6条 固定資産を管理する者は、善良な管理者の注意をもってこれを管理し又は使用しなければならない。

（管理担当部署等）

第7条 固定資産の管理責任者は、財産管理担当役とする。

2 財産管理担当役の補助者及び固定資産管理区分は、別に定める。

3 財産管理担当役の補助者は、所掌する固定資産のうち土地、建物及び構築物について、使用者毎に管理区域及び管理の方法を明らかにした管理計画を定めなければならない。

## 第2章 管理及び処分

### (取得の定義)

第8条 この規程において固定資産の取得とは、購入、新設、増設、現物出資、交換、受贈及び改良修繕による部分が修理の程度を超えて当該財産の価値・能力を増加させる場合をいう。

### (取得の認識)

第9条 固定資産の取得の時期は、固定資産が納入され検査が完了した日又は事実上資産を取得した日とする。

2 固定資産の取得を認識した場合は、速やかに登記又は登録を行わなければならない。

### (購入)

第10条 固定資産を購入によって取得した場合には、購入代価に購入手数料、運送料、荷役費、据付費及び試運転費等の付随費用を加えて取得価額とする。

### (新設及び増設)

第11条 固定資産を新設及び増設によって取得した場合は、工事費及び製造費に登録手数料及び設計監理料等の付随費用を加えて取得価額とする。

### (現物出資)

第12条 学長は、政府からの現物出資を受けようとするときは、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得て申請を行うこととする。

2 政府からの現物出資として受け入れた固定資産については、国立大学法人法の現物出資の根拠規定に基づき、評価委員が決定した価額とする。

3 学長は、政府からの現物出資を受け入れたときは、速やかに前項の取得価額を含めた当該財産の内容を所掌すべき財産管理担当役に通知するものとする。

### (交換)

第13条 財産管理担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長の承認を得て交換することができる。

(1) 交換によらなければ必要とする固定資産を取得することができないとき。

(2) 交換によって固定資産を取得することが有利であるとき。

(3) その他学長が認めるとき。

ただし、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産については、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得るものとする。

2 自己所有の固定資産との交換により固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得価額とする。

3 交換受けするものの価額が交換出しするものの価額より少額であるときはその差額を相手方から受け取るものとする。

4 固定資産を交換する場合は、本学が交換受けすべき固定資産の引渡しを受け、又は本学のために登記若しくは登録をし、並びに収受しなければ、交換出しすべき固定資産を引渡、または登記若しくは登録をし、並びに支払うべき差額を支払ってはならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

### (受贈)

第14条 固定資産の贈与を受けた場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもつ

て取得価額とする。

(改良及び修繕)

第15条 固定資産の改良及び修繕に係る支出のうち、資産価値を高める部分に対応する金額又は耐用年数を延長させる部分に対応する金額は資本的支出とする。

(売却及び譲与)

第16条 財産管理担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産を売却することができる。

- (1) 修繕及び改造が不可能なとき又は修繕若しくは改造に要する費用が、当該財産に相当する資産の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。
- (2) 使用年数の経過、能力低下、陳腐化等により新たな資産を取得した方が有利であると認められるとき。
- (3) その他業務に供することができないと認められるとき。

ただし、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産については、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得るものとする。

2 財産管理担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産を譲与することができる。

- (1) 補助金の交付の対象となる試験研究等のために取得した資産を当該研究を行う者の所属する機関に譲与するとき。
- (2) その他学長が必要と認めたとき。

ただし、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産については、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得るものとする。

(除却)

第17条 財産管理担当役は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産を除却することができる。

- (1) 災害又は盗難等により滅失したとき。
- (2) 前条第1項第1号から第3号に該当するとき。

ただし、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産については、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得るものとする。

(担保提供)

第18条 財産管理担当役は、固定資産を担保に供する場合は、学長の承認を得るものとする。ただし、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産については、財務・施設委員会及び経営協議会の審議を経るとともに役員会の議決を得るものとする。

(財産の処分等の制限)

第19条 財産管理担当役は、国立大学法人法施行規則第17条に定める重要な固定資産の処分等を行うにあたり、当該処分が国立大学法人法第35条の2で準用する独立行政法人通則法第48条に定める重要な財産の処分等に該当するときは、関係法令の定めるところにより所定の手続きを行うものとする。

(帳簿等)

第20条 財産管理担当役は、固定資産の保全管理を行うため、次の帳簿等を備え付ける。

- (1) 固定資産台帳

(2) 資産管理ラベル

(固定資産台帳の整備)

第21条 固定資産台帳は、次の各号によって整備し、財産管理担当役において総括的に管理を行う。

- (1) 固定資産台帳は、資産区分及び資産管理番号により順次分類整理する。
- (2) 固定資産台帳は、財産管理担当役において保管する。
- (3) 固定資産台帳は、常に現物と一致させ、取得、移管及び除却等を明確にするため、随時変更、整理する。
- (4) 固定資産等の保全管理のため、必要に応じて地図・写真等を整備することができる。

(資産管理ラベル)

第22条 財産管理担当役の補助者は、固定資産の現物に資産管理ラベルを貼付して管理を行う。

(移管)

第23条 財産管理担当役の補助者は、固定資産を移管する場合は、固定資産移管承認申請書により、財産管理担当役の承認を得るものとする。

- 2 財産管理担当役は、前項の申請書に基づき固定資産台帳を変更する。

(貸付)

第24条 固定資産は、本学の業務に支障がないと認められる場合には、貸し付けることができる。

- 2 固定資産を貸し付けるときは、別に定める取扱要領によるものとする。

(借用)

第25条 財産管理担当役は、固定資産の借用を受けるときは、所有者から固定資産の借用を許可する文書を得て、学長の承認を得なければならない。

(固定資産の現物確認)

第26条 財産管理担当役の補助者は、毎事業年度に1回、固定資産の現物と固定資産台帳とを照合し、差異のあるもの又は損耗の激しいものについては、財産管理担当役に報告しなければならない。

- 2 財産管理担当役は、前項の報告に基づき、その差異及び損耗の内容を速やかに調査し固定資産台帳を変更する場合は遅滞なくその手続きをとらなければならない。

(報告)

第27条 財産管理担当役は、毎事業年度末における固定資産の管理状況等について、報告書を作成し、速やかに学長に報告しなければならない。

(滅失又は毀損)

第28条 固定資産を使用する役員又は教職員は、固定資産が滅失し、又は毀損している事実を確認したときは、遅滞なく財産管理担当役の補助者に報告しなければならない。

- 2 財産管理担当役の補助者は、前項の報告を受けたときは、現状を調査して必要な措置を執らなければならない。
- 3 財産管理担当役の補助者は、前項の措置をしたときは、財産管理担当役に報告しなければならない。

(保険)

第29条 学長は、必要があるときは、固定資産に保険を付することができる。

第3章 会計処理

(建設仮勘定)

第30条 固定資産の取得の目的をもって、前もって支出する費用は、建設仮勘定により整理する。

2 前項の規定により整理した費用は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときに、遅滞なく該当科目に振替整理しなければならない。

3 前項に規定する振替整理に際しては、資本的支出と認められない費用は、これを費用勘定へ振替えるものとする。

(資本的支出と修繕費)

第31条 第15条に規定する資本的支出の額は、当該固定資産の取得原価に算入する。

2 固定資産の現状を維持し、原能力を回復するに要した支出は、支出時に修繕費として処理する。

3 前2項の適用に当たっては、法人税法の定めに基づき準拠するものとする。

(雑則)

第32条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第410号)

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第518号)

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第628号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第690号)

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第766号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第943号)

この改正規程は、平成21年7月23日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1079号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1202号)

この改正規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1841号)

この改正規程は、平成28年6月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2782号)

この改正規程は、令和6年12月1日から施行する。